

公設民営保育所の新制度における選択肢について

施設類型 運営方式	保育所	認定こども園	
		保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園
公設公営 設置・運営主体:自治体	○	○	○
公設民営 設置主体:自治体 運営主体:民間	○ (現行通り)	○	× ※公立学校の管理・運営を包括的に民間委託することは、現行法制上認められていない。
公私連携 設置・運営主体:民間	○ 設置主体は民間法人 (限定なし) (児福法56条の8)	○ 設置主体は民間法人 (限定なし) (児福法56条の8、認定こども園法33条)	○ 設置主体は民間法人 (学校法人又は社団法人) (認定こども園法34条)